

のびのび子育て

### 物価高対応子育て応援手当の申請はお早めに!

申請期限は6月30日(火)です。児童手当を受給している公務員の方などは申請が必要です。

区から児童手当の認定を受けている申請不要の方には3月19日に支給済みです。

**対象児童** 平成19年4月2日～令和8年3月31日までの間に生まれた、児童手当の支給対象となる児童

**支給対象者** 児童手当を受給している区内在住者

**支給額** 2万円

**申請方法** HPで必要書類を確認のうえ、ポータルサイト、郵送、直接出張所または問合せ先へ

**申請方法** HPで必要書類を確認のうえ、ポータルサイト、郵送、直接出張所または問合せ先へ

**子育て推進課** 子育て推進課 医療係

☎03-5211-4230



### 図書館でおはなし会

**時** 5月10日(日)11時～(当日直接会場へ) ※混雑状況により参加制限あり

**場** 千代田図書館(区役所10階)

**対** 0歳～2歳くらいの乳幼児とその保護者

**内** 子どもが本に親しめるような20分程度の読み聞かせ

**問** 千代田図書館 ☎03-5211-4290

### 千代田区少年少女相撲大会兼 わんぱく相撲千代田場所・都大会予選

**時** 5月24日(日)9時～17時

**場** スポーツセンター(内神田2-1-8)

**対** 区内在住・在学の小学生

**申** 5月15日(金)までに申込フォームから

**問** 千代田区相撲連盟



限部 ☎080-2486-6709  
✉ chiyoda.sumo@gmail.com (メールでの連絡を希望)

### 家庭教育学級

#### ■おうちでの性教育、はじめの一步

**時** 5月31日(日)10時30分～12時

**場** 九段生涯学習館(九段南1-5-10)

**対** 子育てに関心のある方または在学(園)の子どもの保護者

**定** 30名(抽選)

**内** 性教育は、心と体を大切にすることを、プライベートゾーンや思春期の変化について、家庭でどのように触れればよいかを学ぶ

**師** 染矢明日香氏(NPO法人ピルコン理事長/写真) **費** 500円

**締** 5月13日(水)21時



### ■米粉でつくろう! 夏野菜のカラフルフォカッチャ

**時** 6月14日(日)10時30分～12時30分

**場** スポーツセンター(内神田2-1-8)

**対** 区内在住・在学または保護者が区内在勤の小学1年生～3年生とその保護者

**定** 16組32名(抽選)

**内** 野菜のおいしさを学び、親子でアートなフォカッチャを焼く(約10cm×15cm程度×2個)

**師** 小磯ふきこ氏(野菜ソムリエ・食育指導士/写真)

**費** 1組1,800円(材料費含む)

**締** 5月20日(水)21時



#### いずれも

**申** HP・電話またはファクス(6面記入例参照)で

**問** 九段生涯学習館

☎03-3234-2841 FAX03-3262-7460



## 多様な手当・医療費助成で子どもの健やかな成長を支援

次代を担う子どもや子育て世帯を支援するため、さまざまな手当や医療費助成を行っています。各種手当・医療費助成は、子どもの年齢や状況、世帯の状況に応じて、複数に当てはまる場合があります。

**問** ①～⑩・⑫子育て推進課 医療係 ☎03-5211-4230 ⑪児童・家庭支援センター発達支援係 ☎03-5296-9281



種類	支給対象	手当または助成額	申請時期	所得制限	
手当	①児童手当(国制度)	0歳～18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童を養育する方 ・3歳未満=児童1人につき月額1万5,000円 ・3歳～高校生=児童1人につき月額1万円 ・年度末年齢が22歳までの子からカウントして3人以上の児童を養育している場合、3人目以降に当てはまる児童=月額3万円	子どもが誕生または転入した日の翌日から15日以内 ※公務員の場合は、勤務先に申請	なし	
	②中高生世代応援手当(区独自制度)	12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童(中学生・高校生の年代に当てはまる方)を養育する方 児童1人につき月額1万5,000円	転入した日の翌日から15日以内		
	児童育成手当	③育成手当(都制度)	父子・母子家庭(父または母が死亡、生死不明、離婚など)や、父または母に重度の障害がある家庭などの児童のうち、18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童 児童1人につき月額1万3,500円	新たに対象となると思われる方は要問い合わせ	あり
		④障害手当(都制度)	20歳未満で次のいずれかの障害がある児童 ・愛の手帳1～3度程度 ・身体障害者手帳1・2級程度 ・脳性まひ、進行性筋萎縮症 児童1人につき月額1万5,500円		
	⑤児童扶養手当	父子・母子家庭や、父または母に重度の障害がある18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童(児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで) 児童1人の場合の支給額(月額)=所得に応じて1万1,340円～4万8,050円 第2子以降=5,680円～1万1,350円加算 ※4月額改定	新たに対象となると思われる方は要問い合わせ	あり	
	⑥特別児童扶養手当	20歳未満で次のいずれかの障害(身体・知的・精神)がある児童 ・愛の手帳1～3度程度 ・身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害は一部4級を含む) ※手帳の交付を受けていなくても、同程度の疾病または障害のある方は診断書添付により対象となる場合あり ※複数の障害がある場合は、個々の障害が要件より軽度な場合でも当てはまる場合あり 児童1人につき月額1級5万8,450円 2級3万8,930円 ※障害の程度に応じて、1級か2級かを決定 ※4月額改定	新たに対象となると思われる方は要問い合わせ	あり	
医療費助成	⑦乳幼児医療費助成	小学校就学前の乳幼児	子どもが誕生または転入したとき	なし	
	⑧義務教育就学児医療費助成	義務教育就学期にある児童(15歳に達した日以降の最初の3月31日まで)	子どもが転入したとき		
	⑨高校生等医療費助成	高校生相当年齢の児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)			
	⑩ひとり親家庭等医療費助成	父子・母子家庭(父または母が死亡、生死不明、離婚など)や、父または母に重度の障害がある家庭などの児童のうち、18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童(児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで)とその父または母 健康保険診療分の自己負担分を助成 ※入院の場合は、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は助成の対象外 ※所得に応じて自己負担あり	新たに対象となると思われる方は要問い合わせ	あり	
	⑪発達障害等の療育経費助成(区独自制度)	心身に障害や発達の課題のある児童のうち0歳から18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童 相談・療育機関での相談・療育にかかる経費の一部を助成 ※負担した経費の3分の2を助成(上限額1万円) ※障害者手帳・通所給付受給者証所持者は上限額2万円	6月・10月・2月(区ポータルサイトで申請)		
⑫出産費用助成(区独自制度)	令和7年4月以降に出産育児一時金の対象である出産(妊娠85日以上の流産または死産(人工妊娠中絶を含む))をした方 ※出産前から区内に住居登録があり、かつ1年以上区内に住んでいる場合に申請可 出産に係る入院の費用(分娩費や入院費など)を助成(上限額31万円) ※他制度の給付を受けている場合は、その額を差し引いて助成額を算定	出産した日から2年以内	なし		